

勤務条件に関する措置要求制度

地方公務員は、労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限されています。その代償の一つとして、勤務条件に関する措置の要求（以下「措置要求」という。）の制度があります。

この制度は、一般職（一般行政公務員、教育公務員、消防職員）の職員（常勤・非常勤を問わず、条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を含む。）が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、当局により適正な措置が執られるべきことを要求する権利を認めた制度です。

なお、企業職員及び現業職員には、この制度の規定は適用されません。

1. 措置要求の対象範囲（一般的な事例）

（1）措置要求の対象となる事項

- ・給与、勤務時間、休日及び休暇等に関する事項
- ・労働に関する安全及び衛生に関する事項
- ・執務環境、福利厚生等に関する事項

（2）措置要求の対象とならない事項

- ・勤務条件に該当しないもの
- ・地方公共団体の管理運営事項に該当するもの（地方公共団体の組織に関する事項、行政の企画、立案及び執行に関するもの、予算の編成及び執行に関するもの、議案の提案に関する事項、職員定数の決定及び配分に関する事項、任命権の行使に関する事項など）
- ・地方公共団体の権限に属さないもの

2. 措置要求の流れ

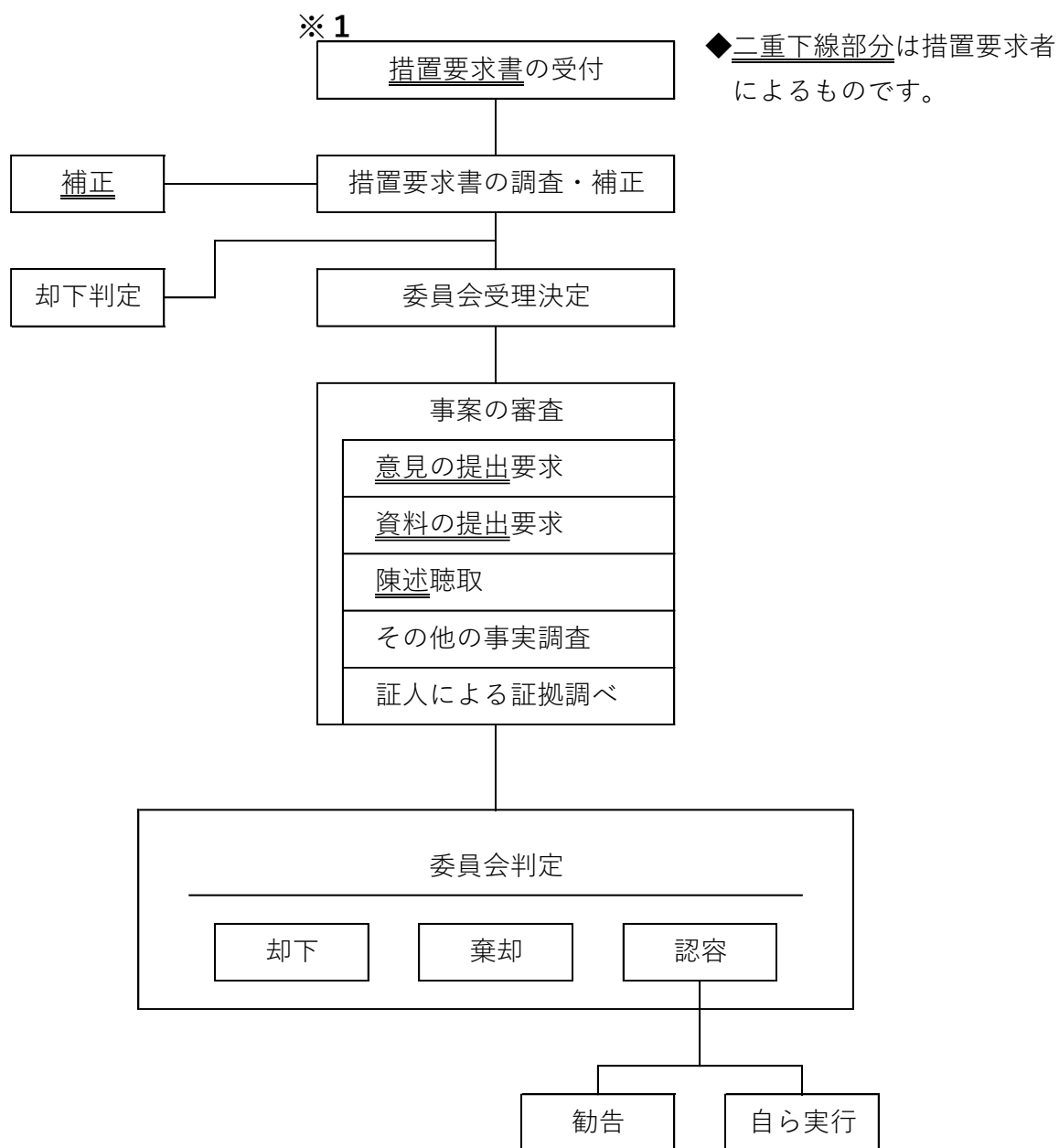
措置要求の審査手続の流れは、次ページの図「措置要求制度の概要」の通りです。

なお、この図の※1については下の通りです。

※1：措置要求書について

- （1）所定の書面（「措置要求書様式」記載例を参照）正副1通を、公平委員会事務局へ持参または郵送で提出してください。なお、Eメールによる措置要求書の提出はできません。
- （2）代理人を選任する場合は、代理人選任届又は委任状（「代理人選任届（委任状）様式 例」を参照）を提出してください。

措置要求制度の概要



3. お問い合わせ

その他、わからない点がございましたら、公平委員会事務局までおたずねください。

担当：豊中市公平委員会事務局

電話番号：06-6858-2254（直通）

E-mail: kouhei@city.toyonaka.osaka.jp

措 置 要 求 書

○年○月○日

豊中市公平委員会委員長 様

要求者

氏名 待兼 和邇

地方公務員法第46条の規定により、下記のとおり措置の要求をします。

記

1. 要求者

(1) 所属及び職 〇〇部〇〇課 主査 事務職員

(2) 氏 名 待兼 和邇

(3) 住所及び連絡先電話番号

住所：豊中市中桜塚〇〇〇〇 電話：080-〇〇〇〇-〇〇〇〇

2. 要求事項

個別的かつ明確に記載してください。

3. 措置の要求をしようとする理由

措置要求事項ごとに、要点を具体的かつ明確に記載してください。

4. 交渉経過の概要

要求者又は要求者の属する職員団体が、要求事項についてすでに当局と交渉（地方公務員法第55条第11項の不満の表明及び意見の申出を含む。）を行った場合には、その交渉経過を具体的に記載してください。

【代理人選任届（委任状）様式 例】

代 理 人 選 任 届（委 任 状）

年 月 日

豊中市公平委員会委員長 様

要求者

氏名

○年○月○日付け措置の要求について、下記の者を代理人に選任したので届け出ます。

記

1. 氏名

2. 住所及び連絡先電話番号

3. 職業（又は職及び勤務場所）

4. 代理権の範囲